

条例の制定・改正

●総合的かつ計画的な 空き家等対策の実施へ (第3号議案)

空き家等の倒壊や火災等の事故、犯罪等を未然に防ぎ、良好な生活環境の保全と安全・安心なまちづくりを推進することを目的に、本市では空き家等適正管理条例が県内で最も早く、平成25年10月1日に施行されました。

その後、全国的にも問題化した適切な管理が行われていない空き家等に対応するため、27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。今後、この法に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針等を定める空家等対策計画を作成し、そのまま放置することが不適切な空き家等に対する措置の方針などを協議する協議会を設置するために条例の改正を行います。

●総務委員会での主な質疑 問 市民からの相談に対応

するために、土地家屋調査士等と協定を結ぶ予定があるか。

答 他市では、そういった事例があり、本市においても、今後検討していきたいと考えています。

問 市が利用することができ、空き家の所有者等に関する情報はこういったものか。

答 税や登記に関する情報を利用することができます。

また、電気、水道等の使用状況を、事業者等に問い合わせることができます。

●ごみ屋敷条例を制定 (第6号議案)

近隣住民から相談を受けた市が、ごみ屋敷の現場を確認し、必要な情報の収集、立ち入り調査を行った上で、地域や関係機関等と連携しつつ、福祉的・社会的な支援や指導を基本に、安全で快適な生活環境の確保を図っていきます。

今後は、必要に応じて居住者等に代わって市が措置を行う代執行や、近隣住民に切迫した危険があると認められるときには、市が緊



急安全措置を実施できるようになります。

●経済委員会での主な質疑
問 本条例による立ち入り調査は、住居不可侵の原則に違反することにならないか。

答 不必要・過剰な調査でなければ適法であり、住居不可侵の原則に違反しないと顧問弁護士から見解を得ています。

問 所有者の意思に反して堆積物を廃棄物と判断できるのか。

答 所有者の意思に加え、堆積物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無などを総合的に勘案して判断します。

ただし、堆積物等を撤去

する場合には、必要に応じて一時保管等の対応も検討していきたいと考えています。

●国民健康保険税の 資産割を廃止 (第11号議案)

県が策定した愛知県国民健康保険運営方針を踏まえ、国民健康保険税の課税方式を現在の4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)から資産割を廃止し、3方式(所得割、均等割、平等割)に変更します。資産割の廃止とともに、所得割と均等割を引き上げる税率等の改定を行います。なお、税負担が増える世帯に対する激変緩和措置として30年度、31年度の2カ年で段階的に改定を行います。

●文教委員会での主な質疑
問 資産割廃止の影響額は。

答 現行税率で試算した場合、30年度で約1億5千万円になります。

●本会議での主な論点

賛成 税率は適正であり、負担増の被保険者にも配慮

反対 資産割廃止分を一般

会計から繰り入れて負担増にならないようにすべきだ。

その他の議案

●監査委員の選任 (第14号議案)

委員大岩敏郎氏の任期が平成30年5月8日に満了するため、永川貴士氏を委員として選任することに同意しました。

●教育委員会教育長の任命 (第15号議案)

教育委員会委員(教育長)廣中達憲氏が30年3月31日に辞任するため、大原義文氏を教育長に任命することに同意しました。

請願

②蒲南土地区画整理事業に関する請願書

提出者 安藤 順市ほか 194名

審査結果 不採択

(○内の数字は請願番号)